

企業法

【科目別講評】

今回の令和6年第Ⅱ回短答式試験は、20問中A評価が15問、B評価が4問である（問題19に関しては難易度設定なし。詳細は【解説】を参照。）。「A」評価というのは「必ず正解に達すべき問題」、「B」評価は「通常の理解をしていれば正解となり得る問題」で、半分は正解する必要がある問題、「C」評価は「細かい知識を要する難問」で、落としても合否に影響しない問題である。よって、企業法の合格ラインは85点となる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5点	A	個人商人及び会社の商号
問題 2	5点	A	商人の報酬
問題 3	5点	A	設立
問題 4	5点	A	設立
問題 5	5点	B	特別支配株主の株式等売渡請求
問題 6	5点	A	株主割当ての方法による募集株式の発行
問題 7	5点	A	株主等の権利行使に関する利益の供与
問題 8	5点	A	機関設計
問題 9	5点	A	株主総会
問題10	5点	A	株主総会
問題11	5点	A	取締役及び取締役会
問題12	5点	B	補償契約
問題13	5点	A	会計参与
問題14	5点	A	財源規制
問題15	5点	A	持分会社
問題16	5点	B	社債
問題17	5点	A	株式会社の組織変更
問題18	5点	B	株式会社を設立する新設合併

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断複製・転載を禁じます。

問題19

5点

—

有価証券届出書提出義務

問題20

5点

A

自己株券買付状況報告書

問題 1

正解

4

難易度

A

【出題内容】

個人商人及び会社の商号

【解説】

- ア. 誤 個人商人は、商号の登記をすることができる（商法11条2項）。そして、個人商人の場合、営業の種類が異なれば、営業の種類ごとに異なった商号を使用することができるので（商業登記法28条2項2号、43条1項3号）、複数の商号を登記することも可能である。
- イ. 正 何人も、不正の目的をもって、他の個人商人または他の会社であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用することはできない（商法12条1項、会社法8条1項）。
- ウ. 正 個人商人の商号は「営業とともにする場合」、または「営業を廃止する場合」に限って譲渡することができる（商法15条1項）。そして、登記商号については、譲渡の登記をしなければ第三者（善意・悪意を問わず）に対抗できない（商法15条2項）。
- エ. 誤 会社は必ずその商号を登記しなければならないが（絶対的登記事項。会社法911条3項2号、912条2号、913条2号、914条2号）、個人商人には、そのような義務はない（商法11条2項は、商号の登記をすることが「できる」と規定する）。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 2

正解

3

難易度

A

【出題内容】

商人の報酬

【解説】

- ア. 正 仲立人の媒介により契約が成立した場合には、仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する（商法550条2項）。
- イ. 誤 問屋は、取引所の相場がある物品の販売または買入れの委託を受けたときは、自ら買主または売主となることができる（＝問屋の介入権。商法555条1項前段）。この場合において、問屋が自ら買主または売主となった場合も、委託を実行したことになるから、問屋は委託者に対し報酬を請求することができる（商法555条2項）。
- ウ. 誤 民法によれば、受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない（民法648条1項、656条）。しかし、商法によれば、商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、特約がなくとも相当な報酬を請求することができる（商法512条）。
- エ. 正 荷受人が運送品を受け取った場合は、荷受人は、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う（商法581条3項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題 3

正解

1

難易度

A

【出題内容】

設立

【解説】

- ア. 正 設立時発行株式に関する事項のうち、①発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数、②設立時発行株式と引換えに発起人が払い込む金銭の額、③成立後の株式会社の資本金・資本準備金の額に関する事項は、定款に定めがある事項を除いて、発起人全員の同意で決めなければならない(32条1項)。
- イ. 正 現物出資財産について定款に定めた価額が相当であることについて弁護士等の証明(現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明および不動産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合には、検査役の調査は不要である(専門家の証明による特例。33条10項3号)。ただし、相当性の証明(弁護士等)および不動産の鑑定評価(不動産鑑定士)をする者に関しては、欠格事由が定められている(33条11項)。弁護士法人・監査法人・税理士法人であつて、「その社員の半数以上」が設立時取締役または設立時監査役に該当するものについては、欠格事由とされている(33条11項3号5号)。
- ウ. 誤 設立時監査役は設立事項の調査機関である(46条1項, 93条1項2項)。設立時監査役の調査事由には、株式会社の設立の手續が法令・定款に違反していないことが含まれている(46条1項4号, 93条1項4号)が、会社成立後の監査役による取締役の違法行為差止請求のような規定(385条1項)は、発起人に対しては設けられていない。
- エ. 誤 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する(56条)。当該責任は、注意を怠らなかつたことを証明した場合でも、会社が不成立の場合は不可避の責任である。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 4

正解

2

難易度

A

【出題内容】

設立

【解説】

- ア. 正 発起人が、その引受けた設立時発行株式につき、金銭以外の財産を出資の目的とする場合において、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることができる（34条1項ただし書）。
- イ. 誤 発起人がその出資に係る金銭の払込みを仮装した場合、当該発起人以外の発起人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合、当該出資に係る金銭の支払の義務を負わない（52条の2第2項ただし書）。
- ウ. 正 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（定款で設立時役員等として定められ、出資の履行が完了した時に設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができる（42条かっこ書）。
- エ. 誤 募集設立の場合の設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない（88条1項）。創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う（73条）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 5

正解

3

難易度

B

【出題内容】

特別支配株主の株式等売渡請求

【解説】

- ア. **正** 特別支配株主が取得した売渡株式が譲渡制限株式であるときは、対象会社は、当該譲渡制限株式の取得に係る承認をしたものとみなされる（179条の9第2項）。
- イ. **誤** 特別支配株主が、株式の売渡請求に併せて新株予約権の売渡請求を行う場合、新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することを要する（179条2項）。
- ウ. **誤** 特別支配株主が、株式の売渡請求に併せて新株予約権の売渡請求を行う場合、その対価として交付する金銭の額が著しく不当であり、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる（179条の7第2項3号）。
- エ. **正** 特別支配株主が株式売渡請求により売渡株式の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によって当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する（151条2項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題 6

正解

6

難易度

A

【出題内容】

株主割当ての方法による募集株式の発行

【解説】

- ア. 誤 株主割当ての方法により募集株式を発行する場合、募集株式の割当てに係る基準日を定めることを要しない（202条1項各号参照）。
- イ. 誤 株主割当ての方法により募集株式を発行する場合において、株主に対する募集事項の通知を公告に代えることはできない（202条4項、202条5項、201条4項）。
- ウ. 正 公開会社でない取締役会設置会社が、株主割当ての方法により募集株式を発行する場合、その募集事項は株主総会の特別決議により定めなければならない（202条3項4号、309条2項5号）。
- エ. 正 株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が期日までに申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う（204条4項）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 7

正解

1

難易度

A

【出題内容】

株主等の権利行使に関する利益の供与

【解 説】

- ア. **正** 株主の議決権行使を排除するため、第三者に株式取得資金を提供した場合について、最判平18.4.10は、株主の議決権行使を回避するため、会社が自己の計算において、株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、株主の権利行使に関し利益を供与する行為に当たるとしている。
- イ. **正** 親会社も株主なので、親会社である特定の株主に無償で財産上の利益供与をした場合、株主の権利行使に関する財産上の利益供与をしたものと推定される（120条2項）。
- ウ. **誤** 会社は何人に対しても、株主等の権利行使に関し、会社または子会社の計算において財産上の利益の供与をすることを禁止されている（120条1項）ので、子会社の計算においても財産上の利益を供与をすることは禁止される。
- エ. **誤** 利益供与を受けた者に対し、財産上の利益の返還請求について株主による代表訴訟が認められ、会社に対し、その責任追及の訴えの提起を請求できる（847条1項）。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 8

正解

5

難易度

A

【出題内容】

機関設計

【解説】

- ア. 誤 大会社は公開会社・非公開会社を問わず、会計監査人を必ず置かなければならない（328条1項2項）。
- イ. 正 監査等委員会設置会社では、取締役会が監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する（399条の13第3項）。
- ウ. 誤 公開会社・委員会設置会社だけでなく、監査役会設置会社でも取締役会を置かなければならない（327条1項2号）
- エ. 正 指名委員会等設置会社においては、各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定される（400条2項）。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 9

正解

2

難易度

A

【出題内容】

株主総会

【解説】

- ア. 正 株主が株主総会において特定事項について説明を求めた場合、原則として取締役は説明義務を負うが、株主総会の目的事項でない場合や説明により株主の共同の利益を著しく害する場合には、説明を拒絶できる（314条）。
- イ. 誤 議決権を有する株主が1000人以上の会社は、書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならないが（298条2項）、電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定める必要はない。
- ウ. 正 電磁的方法によって株主総会の招集通知を発することを承諾した株主は、参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項が電磁的方法によって提供された場合でも、株式会社に対しこれらの書類の交付を請求できる（301条2項）。
- エ. 誤 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株主は、会社に対し、電子提供措置事項（325条の3第1項各号の事項）を記載した書面の交付を請求できる（325条の5第1項2項）。書面交付請求が効力を失う場合（325条の5第4項5項）以外、一度された書面交付請求は、その後の株主総会についても効力を有する（325条の5第1項参照）ので、書面交付請求を株主総会毎にする必要はない。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題10

正解

6

難易度

A

【出題内容】

株主総会

【解説】

- ア. 誤 株主総会の特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（309条2項柱書）。定足数は定款で3分の1以上まで緩和できるが、排除することは認められない。
- イ. 誤 最判昭60.12.20は、招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であっても、「株主全員がその開催に同意して出席したいいわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときには、右決議は有効に成立するものというべきである」としている。
- ウ. 正 取締役の解任は普通決議事項であるのに対し（339条1項、341条）、監査等委員である取締役の解任は監査役の解任と同様に特別決議事項とされている（344条の2第3項、309条2項7号）。
- エ. 正 株式会社がその発行する全部の株式の内容として譲渡制限を設ける場合の定款変更については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（特殊決議。309条3項1号）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題11

正解

5

難易度

A

【出題内容】

取締役及び取締役会

【解説】

- ア. 誤 公開会社では、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。しかし、非公開会社では、取締役の被選資格を株主に限定してもよい（331条2項）。
- イ. 正 成年被後見人も取締役に就任できる。そして、成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない（331条の2第1項）。
- ウ. 誤 監査役は、株式会社もしくはその子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない（335条2項）。したがって、株式会社の取締役は親会社の監査役を兼ねることはできない。
- エ. 正 特別取締役を置くことのできる株式会社は、①取締役の数が6人以上であり、かつ、②取締役のうち1人以上が社外取締役である株式会社である（373条1項）。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題12

正解

4

難易度

B

【出題内容】

補償契約

【解説】

- ア. 誤 株式会社は、たとえ補償契約を締結している場合でも、防御費用のうち通常要する費用の額を超える部分については、補償することができない（430条の2第2項1号）。
- イ. 正 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合には、当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき防御費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員がその職務の執行に関し法令の規定に違反したことまたは責任を負うことを知ったときは、その旨を事業報告の内容に含めなければならない（会社法施行規則119条2号、121条3号の3）。
- ウ. 正 補償契約に基づき防御費用を補償した株式会社が、事後に、当該役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または当該会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対して、補償した防御費用の金額に相当する金銭の返還を請求できる（430条の2第3項）。
- エ. 誤 株式会社は、たとえ補償契約を締結している場合でも、役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があったことにより第三者に対して賠償責任を負う場合における賠償金・和解金の全部については、補償することができない（430条の2第2項3号）。他方、防御費用については、このような規定はない。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題13

正解

6

難易度

A

【出題内容】

会計参与

【解説】

- ア. 誤 すべての会社が会計参与を設置できる（326条2項）。
- イ. 誤 会計参与は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければならない（333条1項）。
- ウ. 正 公開会社でない会社の取締役の任期の伸長（333条2項）は会計参与にも準用される（334条1項）。
- エ. 正 指名委員会等設置会社では、執行役等（執行役、取締役及び会計参与）の報酬は、報酬委員会が決定する（404条2項1号、同条3項）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題14

正解

2

難易度

A

【出題内容】

財源規制

【解説】

ア. 正 会社が譲渡制限株式の譲渡承認をしない場合に、株主の株式買取請求に応じて行う買取には財源規制がある（461条1項1号）。

イ. 誤 単元未満株式の買取りには財源規制はない。株主の投下資本回収を保護すべきだからである。

ウ. 正 端数処理においては、端数を合計した株式の競売に代えて、株式を競売以外の方法で売却をすることもできるが、この売却する株式の全部または一部を会社自らが買い取ることもできる（234条2項、4項）。この場合には財源規制がある（461条1項7号）。

エ. 誤 取得条項付新株予約権の取得条項の発生による会社の取得については財源規制はない。新株予約権の取得は株式の取得ではない以上、自己株式の取得についての財源規制は及ばない。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題15

正解

4

難易度

A

【出題内容】

持分会社

【解説】

- ア. 誤 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができる（585条2項）。社員全員の承諾は不要である。
- イ. 正 社債は持分会社を含め会社が発行できる（2条23号参照）。
- ウ. 正 社員の死亡は法定退社事由である（607条1項3号）が、相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる（608条1項）。
- エ. 誤 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が二人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定するのが原則である（591条1項）。しかし、支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する（同条2項）。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題16

正解

3

難易度

B

【出題内容】

社債

【解説】

- ア. 正 指名委員会等設置会社では、募集社債に関する事項の全て（重要な事項も含めて）の決定を取締役会決議によって執行役に委任できる（416条4項本文）。
- イ. 誤 社債権者集会は「会社法に規定する事項」および「社債権者の利害に関する事項」について決議できる（716条）。
- ウ. 誤 社債権者集会において、当該社債の全部についてその支払の猶予に関する事項（706条1項1号）を可決するためには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない（特別決議。724条2項1号）。
- エ. 正 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をするなどの社債管理者としての権限を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる（705条1項4項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題17

正解

5

難易度

A

【出題内容】

株式会社の組織変更

【解説】

- ア. 誤 組織変更には常に債権者異議手続が要求される(779条)。ただ、同条により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない(740条1項)。
- イ. 正 組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から組織変更がその効力を生ずる日までの間、組織変更計画の内容その他法定の事項を記載し、または記録した書面または電磁的記録をその本店に備え置かなければならない(775条1項)。
- ウ. 誤 株式会社→持分会社への組織変更においては、常に総株主の同意が要求されている関係で(776条1項)、反対株主は存在しないから、株式買取請求の制度はない。
- エ. 正 新株予約権は通常は組織変更計画のなかで買い取られるが(744条1項7号8号)、それに不満な新株予約権者には新株予約権買取請求権が認められる(777条1項)。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題18

正解

6

難易度

B

【出題内容】

株式会社を設立する新設合併

【解説】

- ア. 誤 「交付」の請求に対しては費用の支払を請求できるが、「閲覧」の請求に対しては請求できない（803条3項柱書ただし書反対解釈）。
- イ. 誤 設立しようとする株式会社が公開会社である場合には、設立時発行可能株式総数は、発行可能株式総数の4分の1を下回ることができない（37条3項）。そして、37項3項は、新設合併における設立会社にも適用がある。
- ウ. 正 法律関係の画一的確定の要請から、認容判決には対世効がある（838条）。
- エ. 正 無効判決が確定すると、消滅会社（新設合併をした会社）は復活する。そして、設立会社が効力発生日後に負担した債務は、復活した消滅会社（新設合併をした会社）も連帯して弁済責任を負う（843条1項2号）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題19

正解

5※

難易度

—

【出題内容】

有価証券届出書提出義務

【解説】

ア. 誤 株式会社が、その保有する他の会社の株式を、特別支配株主の株式等売渡請求に基づいて当該特別支配株主に売り渡す場合、当該特別支配株主は1人(1社)であるから、売出の要件(50名以上)を満たさず(金商法2条4項1号、同施行令1条の8)、当該株式の発行者が有価証券届出書の提出をしなければならない可能性はない。また、有価証券届出書提出義務を負うのは有価証券発行者であるから(金商法4条1項柱書)、本間において、株式を売り渡す株式会社が有価証券届出書の提出をしなければならない可能性もない。

イ. 正 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に合併対価として吸収合併存続会社の株式を新たに発行する場合、たとえ吸収合併消滅会社の株主が50名未満でも、転売を通じて多数の者に譲渡されるおそれのある場合には、有価証券届出書の提出をしなければならない可能性がある(金商法4条1項2号ロ)。

ウ. 誤 株式会社が、新株予約権者の新株予約権行使に応じて、当該新株予約権者に対し当該新株予約権の目的である株式を新たに発行する場合にも有価証券届出書提出義務を課すと、当該新株予約権発行時の規制と二重規制となるため、有価証券届出書の提出をしなければならない可能性はない(企業内容等開示ガイドライン2-4、2-11)。

エ. 正or誤 株式会社が、多数の者を相手方として当該株式会社の有する当該株式会社以外の株式の売付けの申込の勧誘を行う場合で、相手方が50名以上であるときは、「当該株式の発行者」は、有価証券届出書の提出をしなければならない可能性があり(金商法2条4項1号、同施行令1条の8)、この点を考慮すると本肢は「正」となる。一方で、有価証券届出書提出義務を負うのは有価証券発行者であるから(金商法4条1項柱書)、本間において、「売付けの申込の勧誘を行う株式会社」が有価証券届出書の提出をしなければならない可能性はなく、この点を考慮すると本肢は「誤」となる。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

※選択肢エを「誤」と考えた場合、正しいものはイのみとなり正解はなしとなる。

問題20

正解

3

難易度

A

【出題内容】

自己株券買付状況報告書

【解説】

ア. 正 上場会社は、その発行する上場株券等の取得に関して株主総会または取締役会の決議があった場合は、内閣府令に定めるところにより、当該株主総会または取締役会が終結した日の属する月から当該上場株券を取得する事ができる期間の満了する日の属する月までの各月ごとに、自己株券買付状況報告書を、当該各月の翌15日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法24条の6第1項）。

イ. 誤 自己株券買付状況報告書提出義務は、臨時報告書の提出によって免除されない（金商法24条の6参照）。

ウ. 誤 自己株券買付状況報告書提出義務は、公開買付報告書の提出によって免除されない（金商法24条の6参照）。

エ. 正 上場会社は、その提出した自己株券買付状況報告書の重要な記載について虚偽の記載があった場合には、当該自己株券買付状況報告書が公衆縦覧に供されている間に、当該虚偽の記載を知って当該上場株券を募集又は売出しによらないで取得した者に対しては、これにより生じた損害を賠償する責任を負わない（金商法24条の6第2項、22条1項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。